

## 平成26年度地域自立支援協議会交流会 グループ討議概要

### 【権利擁護】

- 障害者差別解消法への対応状況
  - ・ 協議会の部会を設置 →当事者の活動が大事
  - ・ 障害福祉計画への反映
  - ・ 条例の検討
  - ・ 合理的配慮についての研修を実施
  - ・ イベントを年1回開催、市民への啓発を行っている。
  
- 虐待防止への取組み
  - ・ 虐待防止センターは所管で対応、法人委託、基幹相談センター対応、また、協議会に部会を設置、別に虐待防止連絡会を設置、さまざまな対応あり。
  - ・ 協議会でリスクアセスメントシートを作成した。
  - ・ 虐待かどうかわからないケースでも両者から聞くようにしている。
  - ・ 通報は虐待防止センター、サポートセンター等、虐待の線引きが難しい。
  - ・ 虐待については狭い意味でとらえるのではなく、広く権利擁護の視点が必要。
  
- 障害理解の取組み
  - ・ 知的障害者と小学生のトラブルがある。(複数の報告あり)
  - ・ 地域の子どもたちの障害者施設見学を実施した、小学生時期の理解に関する機会が必要なのでは。
  - ・ 一般市民の障害理解が重要、地域での地道な啓発活動が必要なのではないか。
  - ・ 企業の理解がなかなかない、個人の特性を伝える。しかし、特性を伝えても理解してもらえず、辞めてしまう例も多くある。
  - ・ 一方で、受入れ側(例えば企業)の論理を理解する必要もあり
  - ・ 協議会では、行政の障害主管以外の部署、防災部会等で消防、警察、自治会長なども入ってもらい取り組んでいる。福祉関係者だけの集まりから脱していくこと。
  - ・ 民生委員の活動が重要なのでは、民生委員の活動について
    - 対応は高齢者等で後回し、事例が難しい部分もある
    - 民生委員は部会に参加するが3年ローテで理解が進まない、
    - 聴覚障害は手話がわからないと相談が難しい。
    - 社協と共催し、障害者理解の体験の講座を開催している。
  - ・ ヘルプカード普及への取組みをする。
  - ・ バスの乗降口等で障害者が手間取っていると注意されたりしたが、ヘルプカードをつけることで待ってもらえるようになった。

○サービスの利用について

- ・ 地域に出るためにはサービスが必要、使いやすい状況を作っていく必要がある。
- ・ 使えるサービスがないなど、地域差がある。
- ・ 高齢者などサービスを使うことに抵抗がある人がいる、サービスを使い慣れておく必要があるのでは。

権利擁護とは、当事者と社会の接点で相互交流を促していくこと、そのために障害理解を進めていくことと相手の論理を重ね合わせていくこと、草の根的取組みが権利擁護の基礎になっているという議論があった。

権利擁護について、さまざまな差異、多様性を認め合う共生社会を作っていくことであり、障害のある人の暮らしを通じて、みんなが住みやすい街、社会を作っていこうとの話が出た。